

「令和8年度里親養育包括支援（フォースタリング）事業」業務委託仕様書

本仕様書は、千葉県が「令和8年度里親養育包括支援（フォースタリング）事業」業務を委託するに当たり、その仕様等に関し必要な事項を定めるものである。

1 事業の目的

里親等への委託を推進するため、里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、子どもと里親のマッチング、子どもの里親委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一貫した里親支援を実施することを目的とする。

2 委託期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

3 委託金額等

(1) 委託額の上限は、46,895,000円（消費税込み）とする。

※上記委託金額の上限は、令和8年2月定例千葉県議会において、令和8年度当初予算が成立することを前提としたものである。このため、予算不成立の場合は、募集や審査を中止又は契約締結しない場合がある。その場合も、本企画提案への参加に要した経費は企画提案者の負担とする。

(2) 委託金額には、下記「4」及び「5」に関する全ての経費を含むものとする。

(3) 経費見積もりにおいて、千葉県児童相談所職員が講師をする場合の講師謝礼及び旅費並びに千葉県児童相談所で研修を開催した場合の会場使用料は、不要とする。

4 統括責任者

(1) 本事業の実施に当たり、受託者は統括責任者を1名置くものとする。

(2) 統括責任者の資格要件は次のアからオのいずれかに該当する者とする。

ア 社会福祉士

イ 精神保健福祉士

ウ 児童福祉法第13条の第3項各号のいずれかに該当する者

エ 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワー

クの視点を有する者
オ 都道府県知事がアからエに該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者

5 委託業務の内容

- (1) 里親リクルート業務（別紙1）
- (2) 里親広報啓発業務（別紙2）
- (3) 里親法定研修業務（別紙3）
- (4) 里親任意研修業務（別紙4）
- (5) 里親委託推進及び里親訪問支援業務（別紙5）
- (6) その他（自由提案）（別紙6）

6 その他の事項

(1) 再委託について

委託業務の全部を一括して第三者に再委託してはならない。また、委託事項の一部について再委託を行う場合は、下記事項について、あらかじめ県の承認を受けなければならない。

- ア 再委託の相手方の名称及び住所
- イ 再委託を行う業務の範囲
- ウ 再委託を行う必要性
- エ 契約金額

(2) 仕様変更

本件受託者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め県と協議の上、承認を得ること。

(3) 記載外事項

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(4) その他

- ア 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合には、県と協議すること。
- イ 採用になった企画提案は、必要に応じて一部変更する場合がある。

里親リクルート業務

1 業務の目的

里親制度及び養子縁組制度（以下「里親制度等」という。）の普及啓発及び里親委託の推進のために、里親制度等への社会の理解を深め広く一般家庭から里親や養子縁組によって養親となることを希望する者を求めるとともに、要保護児童が家庭と同様の養育環境の中で、安心かつ安全に生活できるよう支援していくことが重要である。本業務を通して里親制度等の意義と役割などの正しい知識について県民の理解を深め、制度の認知度の向上等を目指すことを目的とする。

2 委託業務の内容

（1）里親制度フォーラムの開催

- ア 令和8年10月に3時間程度、収集型とZOOM等を用いたライブ配信を併用して開催すること。
- イ 収集人数は100名程度とすること。

（2）里親制度説明会の開催

- ア 千葉県の児童相談所単位を目途に県内各地で開催し、委託期間の中で6回以上実施すること。
- イ 説明会の内容は、初めて里親制度等を聞く人でも理解しやすい内容にする等の考慮をした上で実施すること。
- ウ 実施にあたっては、開催地周辺や児童相談所が管轄する関係市町村、里親支援機関等の関係団体と連携を図り、一般家庭や地域住民だけではなく、市町村職員及び学校関係者等にも周知すること。
- エ 実施する会場は、参加者の利便性を考慮した上で決定することとし、実施日時は、参加者が参加しやすい日程を設定すること。
- オ 実施にあたっては、事前に開催する旨の周知期間を設ける等、参加希望者が多く参加できるよう努めること。
- カ 里親に興味のある人がいつでも里親制度についてアクセスできるよう、「里親広報啓発業務」で作成する専用ホームページにおいて、制度説明会で行う内容について、オンデマンド配信を行うこと。

3 フォーラム・説明会の管理運営等

受託者は、大会・説明会の実施に伴い、次の管理運営業務等を行う。

- （1）当日の運営
- （2）案内の作成、発送

- (3) 県及び里親関係機関等への連絡、報告、調整等
- (4) 講師謝礼及び旅費、会場使用料等の支払い
- (5) 保育希望者がいる場合の保育実施
- (6) その他、大会・説明会開催のために必要な業務

里親広報啓発業務

1 業務の目的

社会的養護が必要な子どもたちへの正しい理解と温かい愛情を持った家庭環境の下で養育する里親制度を積極的に推進するため、県民等へ周知・啓発する。

2 業務内容

(1) 啓発物品の作成・配達

里親という家庭養護の必要性や里親制度への関心をより一層周知する媒体となるよう、物品を作成するものとする。仕様等の詳細は以下のとおりとする。

項目	内 容
個数	提案内容による。
デザイン・文言	<ul style="list-style-type: none"> ・作成する物品の種類は提案内容による。 ・里親を募集していること等、里親制度に関する情報を入れること。 ・日常生活で利用し配付者の目に触れる機会が多くなるようグッズの選定とデザインを工夫すること。 ・デザインには写真・イラストの使用料、掲載料を含む。
納品（配送）場所	千葉県庁児童家庭課社会的養護推進室等 配送先も提案による。
納品期限	令和8年9月30日
納品時注意	<ul style="list-style-type: none"> ・校正、物品選定及びデザイン設定、配布先選定は、千葉県との協議を経て行うこと。 ・受取人の受領を証明できるものを児童家庭課に提出すること。

(2) 公共交通機関や大型商業施設等を利用した広報啓発の実施

県内外に広く、子育て世代や高校生・大学生などの若い世代も含めて、幅広い世代に里親制度の周知を行い、制度への理解が進むよう公共交通機関等を媒体にした広報啓発を実施する。

項目	内 容
実施時期	10月（里親月間）を重点的に、実施すること。 実施日数等は提案とする。
取組例	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通機関や大型商業施設等を利用した広報啓発の方法を提案すること。

	<ul style="list-style-type: none"> 使用する路線・駅や施設、掲示場所、時期や時間帯等は提案内容とするが、多くの人が目にし、幅広い世代に周知されるよう工夫をすること。 <p>《例》</p> <ul style="list-style-type: none"> 車体ラッピング 駅構内やホームへの広告掲載 商業施設のモニターによる広告
啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> 提案内容とするが、里親制度推進のメッセージを有するものとする。
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 実施にあたっては事前に千葉県と協議すること。 必要に応じて地域における関係機関と連携すること。

(3) 広報啓発イベントの実施

影響力のある媒体やイベントなど、県内複数の地域において啓発活動を行うことで、地域全体で子育てをしていくこうという前向きなメッセージを伝え、制度への理解が進むよう提案者独自の広報啓発活動（イベントの企画運営等）を行う。

項目	内 容
実施時期	10月（里親月間）を重点的に、実施すること。 実施日数等は提案とする。
取組例	<ul style="list-style-type: none"> 内容は提案とする。 10月（里親月間）また、実績報告の際は、効果検証を行うこと。 <p>《活動例》</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が開催するイベント等へのブース出展 県内大型商業施設での広報啓発イベント活動 県内全域から広く参加者を募る子育てトークイベントの実施
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 実施にあたっては事前に千葉県と協議すること。 必要に応じて地域における関係機関と連携すること。 広報啓発活動を行うにあたって、委託料で作成したものや購入した備品等については、千葉県に帰属するものとする。

(4) 専用ホームページの運営

近年、子育て世代や高校生・大学生などが利用する媒体はインターネットを中心となっていることから、効果的な広報啓発のためにインターネットを使用した広報啓発を実施する。

項目	内容
実施時期	年度を通して実施
啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・提案内容とするが、里親制度推進のメッセージを有するものとする。 ・里親を募集していること等里親制度に関する情報を入れること。 ・ランディングページ（特設ホームページ）にて、里親制度の内容について詳しく掲載し、興味を持った者がより詳しく知る機会となるようする。
留意点	実施にあたっては事前に千葉県と協議すること。

(5) 検索連動型広告

県内外に広く、子育て世代や高校生・大学生などの若い世代も含めて、幅広い世代に里親制度の周知を行い、制度への理解が進むようインターネット広告を活用した広報啓発を実施する。

項目	内容
実施時期	年度を通して実施
啓発内容	<ul style="list-style-type: none"> ・GoogleやYahooなどの検索エンジンでユーザーが里親に関するキーワードを検索した際に、広告として専用ホームページが表示され、里親制度に興味を持った者がより詳しく知る機会となるようする。
留意点	実施にあたっては事前に千葉県と協議すること。

3 著作権の取扱い

千葉県及びその他の第三者は、事業期間中及び事業期間終了後において、里親制度の広報啓発のため、本事業の実施過程において得られる全ての成果物を、実施団体の許可を得ることなく使用できるものとする。

里親法定研修業務

1 業務の目的

この研修は、千葉県内（千葉市在住者は除く。）に居住する者について、千葉県が児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第6条の4第1号及び2号に規定する里親を認定するにあたり、児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号。以下「規則」という。）第1条の34の厚生労働大臣が定める研修（平成21年3月31日厚生労働省告示第225号。以下「養育里親研修」という。）、規則第1条の38の厚生労働大臣が定める研修（平成29年3月31日厚生労働省告示第133号。以下「養子縁組里親研修」という。）、規則第36条の46第2項の厚生労働大臣が定める研修（平成21年3月31日厚生労働省告示第227号。以下「養育里親更新研修」という。）、規則第36条の46第4項の厚生労働大臣が定める研修（平成29年3月31日厚生労働省告示第135号。以下「養子縁組里親更新研修」という。）及び規則第1条の37第2号の厚生労働大臣が定める研修（平成21年3月31日厚生労働省告示第226号。）のうち養育実習（以下「専門里親研修」という。）の実施を目的とするものである。

2 経費見積もりの留意事項

- (1) 経費見積りにおいて、登録前研修（養育実習）、更新研修（養育実習）及び専門里親研修の実習受入先施設への業務委託料は、受講者1人当たり日額2,000円（税抜き）とする。
- (2) 新規登録のための養育・養子縁組里親研修の受講者数は、270名として算定するものとする。
- (3) 登録更新のための更新研修の受講者数は、220名として算定するものとする。
- (4) 更新研修（養育実習）の受講者数は、110名として算定するものとする。
- (5) 専門里親研修の受講者数は、6名として算定するものとする。

3 委託業務の内容

本委託業務は、千葉県内（千葉市在住者は除く。）に居住する者について、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の4第1号及び2号に規定する里親になることを希望する者及び養育里親又は養子縁組里親であって登録更新を希望する者を対象に行う、「令和8年度養育・養子縁組里親研修」の企画、開催、管理運営等と、「令和8年度専門里親研修」の管理運営等をするものである。

(1) 「令和8年度養育・養子縁組里親研修」

- ア 養育・養子縁組里親研修は、新規登録時の「基礎研修」、「登録前研修」、「登録前研修（養育実習）」と、登録更新時の「更新研修」、「更新研修（養育実習）」とする。
- イ 研修期間は、基礎研修1日、登録前研修2日、登録前研修（養育実習）2日、更新研修1日、更新研修（養育実習）1日とする。
- ウ 基礎研修、登録前研修及び更新研修は1日5時間以上とする。
- エ 基礎研修及び登録前研修は、5月から翌年2月までの間に4回以上実施し、そのうち1回は1月または2月に実施すること。なお、年間の開催スケジュールを県が指定する期日までに提出すること。
- オ 更新研修は、5月から1月までの間に4回以上実施すること。なお、年間の開催スケジュールを県が指定する期日までに提出すること。
- カ 養育・養子縁組里親研修の内容は、規則第1条の34、規則第1条の38、規則第36条の46第2項及び規則第36条の46第4項に規定する厚生労働省令で定める研修とする。なお、登録前研修（養育実習）を除く養育・養子縁組里親研修の企画にあたっては、別紙「令和8年度養育・養子縁組里親研修科目（目安）」を参考の上、研修科目及び内容等を決定すること。なお、養育・養子縁組里親研修実施計画を県が指定する期日までに提出し、県の承認を得てから研修を実施すること。
- キ 「基礎研修」、「登録前研修」及び「更新研修」については、研修日の10日前までに受講者名簿を作成し、県及び児童相談所に提出すること。
- ク 登録前研修（養育実習）及び更新研修（養育実習）（以下「養育実習」という。）については、千葉県内の児童養護施設及び乳児院（以下「児童養護施設等」という。）と実習生の受け入れの可否について協議の上、業務委託契約を締結して実施すること。なお、業務委託契約は、県が指定する期日までに締結することとし、社会福祉法人が設立する児童養護施設等以外の児童養護施設との業務委託契約は不要とする。
- ケ 研修会場は、千葉県内とし受講者の利便性を考慮の上、決定すること。
- コ 登録前研修（養育実習）を除く養育・養子縁組里親研修は、4回以上開催することとし、土・日・祝祭日等の受講者が受講しやすい日時を設定すること。
- サ 子どもがいる受講者が受講し易いように、保育希望者がいる場合は、研修当日（養育実習は除く。）に保育を実施すること。
- シ 養育実習においては、児童養護施設等の実習受け入れ可能日と受講者の実習希望日との日程調整を行うこと。養育実習終了後、児童養護施設等からの請求に応じて委託料の支払いをすること。
- ス 更新研修（養育実習）終了後、受講者からのリポートをとりまとめ、県に提出すること。

- セ 養育実習は、令和9年3月末日までの間に実施するものとする。
- ソ 養育・養子縁組里親研修の受講者について、養育・養子縁組里親研修終了後、速やかに県及び各児童相談所に報告すること。
- タ 基礎研修、登録前研修、更新研修実施後に研修の習熟度を図るため、受講者のアセスメントを実施し、県へ報告すること。
なお、アセスメントの内容は、県と協議して決定すること。

(2) 「令和8年度専門里親研修」

- ア 専門里親研修は、千葉県内の児童養護施設等及び千葉県児童相談所と、養育実習生の受け入れの可否について協議すること。受け入れが可能である社会福祉法人が設立する児童養護施設等において専門里親研修を実施する場合には、県が指定する期日までに業務委託契約を締結すること。
- イ 専門里親研修においては、受講者の実習希望日と児童養護施設等又は千葉県児童相談所の実習受入可能日との日程調整を行うこと。専門里親研修終了後、児童養護施設等からの請求に応じて委託料の支払いを行うこと。
- ウ 専門里親研修の受講者について、専門里親研修が終了後、速やかに、県及び各児童相談所に報告すること。

(3) 研修の管理運営等

- 受託者は、養育・養子縁組里親研修及び専門里親研修の実施に伴い、次の管理運営業務等を行う。
- ア 養育・養子縁組里親研修（養育実習は除く。）の研修当日の運営
 - イ 養育・養子縁組里親研修の案内の作成、発送
 - ウ 県及び各児童相談所への連絡、報告、調整等
 - エ 講師謝礼及び旅費、会場使用料、養育実習業務委託料、保育に要した費用等の支払い
 - オ 児童養護施設等との連絡調整等
 - カ 研修資料の作成
 - キ その他、研修実施のために必要な業務

なお、社会情勢や参加者の利便性を考慮し、複数の会場での実施や、オンラインによる座学研修の開催を可能とする研修体制を構築すること。

令和8年度養育・養子縁組里親研修に係る研修科目（目安）

研修名	日数
基礎研修	1日
登録前研修	2日
登録前研修（養育実習）	2日
更新研修	1日
更新研修（養育実習）	1日

1 基礎研修内容

研修名	基礎研修		
開催回数	令和9年2月28日までに2回以上		
目的	1 社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する。 2 今日の要保護児童とその状況を理解する。（虐待、障害、実親がいる等） 3 里親に求められるものを理解する。 4 養子縁組制度や家庭裁判所への手続き、真実告知の重要性等、養子縁組固有と考えられる課題を理解する。		
対象	養育里親、養子縁組里親となることを希望する者		
期間	1日（講義・演習）		
内容	科目	内容	時間
	養護原理 (講義)	保護をする子どもの理解について (ex 保護をする子どもの現状、児童虐待問題)	60分
	里親養育援助技術 (講義)	施設入所児童について	60分
	里親養育論 (講義)	里親制度の基礎 I	90分
	里親養育演習	先輩里親の体験談 (ex 里親希望の動機、里親に求められるもの)	90分

2 登録前研修内容

研修名	登録前研修		
開催回数	令和9年2月28日までに2回以上		
目的	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と養育技術を身につける。		
対象	養育里親、養子縁組里親となることを希望する者		
期間	2日（講義・演習2日）		
内容	科目	内容	時間
	里親養育論 (講義)	里親制度の基礎Ⅱ (ex 里親が行う養育に関する最低基準) 里親養育の基本 (ex マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続き等)	120分
	発達心理学 (講義)	子どもの心 (ex 子どもの発達と委託後の適応)	90分
	小児医学 (講義)	子どもの身体 (ex 乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養)	60分
	児童福祉論 (講義)	地域における子育て支援サービスについて (ex 地域における相談・各種支援サービス等)	60分
	里親養育援助技術 (講義)	関係機関（児相、学校、医療機関等）との連携 里親養育上の様々な課題 (ex 実親との関わり、ライフストーリーワーク、ルーツ探し等) 子どもの権利擁護と事故防止	180分
	里親養育演習	グループ討議	120分

3 登録前研修（養育実習）

研修名	登録前研修（養育実習）		日数
実施期間	令和9年3月31日まで		
目的	社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と養育技術を身につける。		
対象	千葉県登録の里親となることを希望する者で、基礎研修及び登録前研修を受講した者又は基礎研修を免除されたもので登録前研修を受講したもの		
研修内容	里親研修施設実習実施要領に基づく内容とする。		2日

4 更新研修内容

研修名	更新研修		
開催回数	令和9年1月31日までに2回以上		
目的	里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報を得る。		
対象	更新前の養育里親、養子縁組里親		
期間	1日（講義・演習）		
内容	科目	内容	時間
	児童福祉制度論 (講義)	社会情勢、改正法など (ex 児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正等)	60分
	発達心理学 (講義)	子どもの発達と心理・行動上の理解など (ex 子どもの心理や行動についての理解)	90分
	里親養育援助技術	関係機関（見相、学校、医療機関等）との連携、 里親に求められるもの 真実告知、子どもの知る権利	140分
	里親養育演習	①養子縁組制度、諸手続き等 ※養子縁組里親登録者 ②意見交換 (ex 受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換) ※養育里親のみ登録者	60分

5 更新研修（養育実習）

研修名	更新研修（養育実習）	日数
実施期間	令和9年2月28日まで	
目的	養育・養子縁組里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報を得る。	
対象	更新前の養育里親、養子縁組里親	
研修内容	児童と生活実感を共有しつつ、食事や遊びを通しての児童との関係作り、それに伴う養育法や指導法の習得 リポート作成	1日

令和8年度専門里親研修に係る研修科目（目安）

研修名	専門里親研修（養育実習）	日数
実施期間	令和9年3月31日まで	
目的	専門里親として必要な養育技術を身につける。	
対象	千葉県登録里親で、千葉県が社会福祉法人恩賜財団母子愛育会に委託して実施した専門里親認定研修の全課程を修了した者	
研修内容	千葉県里親研修実施要領に基づく内容とする。	7日

里親任意研修業務

1 業務の目的

里親及びファミリーホーム養育者等（以下「里親等」という）に委託される子どもは、幼少期から虐待を受けるなど様々な背景を持つほか、中途からの養育であることに伴う配慮を必要とすることが多い。里親等の中には、初めて子どもを養育する者や問題行動を目の当たりにして対応に苦慮する者もいることから、課題や悩みに直面した際に1人で抱え込まず、かつ適切に養育できるようにする必要がある。

このため、子どもを委託された里親等を対象に、養育に関する様々な課題や悩みをテーマ別に研修し、里親の資質向上を図り、子どもへの養育の質を高める。

また、子どもが委託されていない里親（以下、「未委託里親」という。）に対し、子どもを委託された際直面する様々な事例に対応するトレーニングを実施し、養育の質を確保し委託可能な里親を育成することにより、更なる里親委託の推進を図る。

2 委託業務の内容

（1） テーマ別研修の実施

ア 研修のテーマは、複数設定すること。

なお、研修のテーマについては委託契約締結後、県と受託者の協議により決定する。

イ 研修の案内を受講対象者へ送付すること。

ウ 研修は委託期間内に、千葉県内において6回以上開催すること。

なお、各研修は収集型とZOOM等を用いたライブ配信を併用して開催すること。

エ 開催当日は、受講者の必要に応じて保育を実施すること。

オ 研修実施後は、アンケート調査を実施し、受講者の理解度等を把握するよう努めること。また、アンケート結果を県へ提出すること。

カ 研修テーマに興味のある人がいつでも里親制度についてアクセスできるよう、「里親広報啓発業務」で作成する専用ホームページにおいて、オンデマンド配信を行うこと。

（2） 未委託里親研修の実施

ア 研修対象となる未委託里親

本研修は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）（以下「法」という。）第6条の4に規定する養育里親、専門里親、養子縁組里親の

いずれかに登録され、研修実施時点において3年程度未委託(一時保護含む)が継続している未委託里親であって、かつ、研修受講を希望する者のうち千葉県知事が適当と認めた者を対象とする。

イ 研修内容

この研修は次のとおり行うものとする。

- (ア) 研修の内容は、未委託里親の養育技術の習熟度等を考慮し、事例検討・ロールプレイ、講義、実習を、各児童相談所の意見を踏まえて実施すること。
- (イ) 研修時間は、講義(オリエンテーション、研修の振り返りを含む)8時間以上、施設等による実習6時間以上とすること。
※ 施設等とは、児童養護施設、乳児院、児童相談所、児童心理治療施設、児童自立支援施設、児童が委託されている里親、小規模住居型児童養育事業者(ファミリーホーム)をいう。
- (ウ) 実習の受け入れの可否について協議の上、業務委託契約を締結して実施すること。なお、業務委託契約は、社会福祉法人が設立する児童養護施設、乳児院等以外の場合は不要とする。
- (エ) 実習においては、施設等の実習受入れ可能日と受講者の実習希望日との日程調整を行うこと。実習終了後、施設等からの請求に応じて委託料の支払いをすること。
- (オ) 研修場所は受講者の利便性を考慮した上で決定すること。
- (カ) 研修の日時は受講者が受講しやすい日程にする等の考慮をした上で決定すること。
- (キ) 研修の実施にあたっては、未委託里親が里親になろうとした動機等の個々の未委託里親の状況を考慮すること。
- (ク) 未委託里親研修の受講者について、研修終了後、速やかに県及び各児童相談所に報告すること。

ウ 事業の実施体制

- (ア) この事業は、主たる担当者として担当職員(以下、「里親トレーナー」という。)を配置して実施すること。
- (イ) 県(児童家庭課、児童相談所)の指示に従い、研修を実施すること。
- (ウ) 里親トレーナーは児童相談所に対して、定期的に又は隨時研修状況を報告すること。

エ 里親トレーナーの資格要件

里親トレーナーの資格要件は次の(ア)から(オ)のいずれかに該当する者とする。

- (ア) 社会福祉士
- (イ) 精神保健福祉士

- (ウ) 法第13条の第3項各号のいずれかに該当する者
- (エ) 里親として、又は小規模住居型児童養育事業、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者であって、里親制度等への理解及びソーシャルワークの視点を有する者
- (オ) 都道府県知事が(ア)から(エ)に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者
- 才 その他

3 研修の管理運営等

受託者は、里親研修の実施に伴い、次の管理運営業務等を行う。

- (1) 研修の研修当日の運営
- (2) 研修の案内の作成、発送
- (3) 県及び各児童相談所への連絡、報告、調整等
- (4) 講師謝礼及び旅費、会場使用料、養育実習業務委託料、保育に要した費用等の支払い
- (5) 児童養護施設等との連絡調整等
- (6) 研修資料の作成
- (7) その他、研修実施のために必要な業務

里親等への委託推進及び訪問支援業務

1 業務の目的

保護を必要とする子どものうち、家庭における養育環境と同様の養育環境（里親等）における養育が適切であると判断された子どもを里親等へ委託するにあたり、当該子どもと里親等との交流や関係調整を十分に行うとともに、個々の子どもの自立支援計画を作成する。

また、里親等が養育に悩んだ際には、一人で不安を抱え孤立しないよう、里親支援を一貫して行うことで、里親の負担を軽減し、当該子どもの最善の利益を図ることを目的とする。

2 委託業務の内容

本委託業務は、千葉県の里親委託推進等及び里親等への支援のために必要な下記事業を実施する。なお、事業の実施にあたっては、事務室及び相談室（里親等が訪問できる設備とする。）を設けることとする。

（1）里親委託推進等

ア 業務の実施体制

- （ア）里親等委託調整員を配置するとともに、関係機関と連携し里親等への委託を円滑に進めるため、里親委託等推進委員会を設置すること。
- （イ）里親等委託調整員の業務を補助する職員として、委託調整補助員を配置することができる。

- （ウ）里親委託等推進委員会は、児童相談所の職員、里親等委託調整員、施設の里親支援専門相談員等により構成し、次の「イ業務内容」に掲げる業務を円滑に行うために必要なスキーム作成及び実施に向けた準備等を行うこと。

- （エ）里親委託等推進委員会の構成員は、事業の実施上知り得た里親等及び子どもに関する秘密を正当な理由なく漏らしてはいけない。

イ 業務内容

（ア）里親とのマッチング

- a 里親の元での養育が適切であると判断された子どもの委託に向けた調整については、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員、施設の里親支援専門相談員と連携しながら相性確認等を行い、最適な里親等への委託となるよう努めること。
- b 里親等に対し、施設に入所している子どもとの交流の機会を設けるなど、子どもや施設に対する理解を深めるための取組を実施すること。
- c 新たに里親委託する際は、里親と地域の関係機関が集まる会議等

を設け、里親等及び子どもが地域で生活しやすくなるよう支援を行うこと。

(イ) 里親等の自立支援計画策定の支援

- a 子ども本人及びその保護者並びに里親又はファミリーホームの意向を十分に尊重するとともに、児童相談所の里親担当職員や子ども担当職員及び関係機関の意見や協議などを踏まえ、自立支援計画策定の支援又は助言をすること。
- b 自立支援計画は、子どもの養育の内容、子ども及び里親又はファミリーホームの生活全般についての解決すべき課題、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支援の目標並びに達成時期、子ども及び里親又はファミリーホームに対する支援の内容並びに県知事が必要と認める事項について規定すること。
- c 自立支援計画を作成した後は、計画が適切に実行されているか否かについて十分把握するとともに、目標の達成状況などから、支援効果について客観的な評価を行うなど、定期的に計画の見直しの支援を行うこと。

(2) 里親等への訪問支援

ア 業務の実施体制

- (ア) 里親等相談支援員を配置すること。
- (イ) 虐待等により特に専門性の高い支援が必要とされる子どもに対して、心理面からの訪問支援を行うため、心理訪問支援員を配置すること。
- (ウ) 里親等への負担を軽減するため、里親経験を有する者又は児童福祉の活動経験がある者等の中から、子どもの養育に経験のある者を、里親等へ訪問による援助を実施する者（以下、「援助者」という。）として選定し、里親等からの相談・援助の求めに応じて派遣し、生活援助や養育相談などの相互援助活動を行うことができる。

イ 業務内容

- (ア) 里親等に定期的に訪問することにより、委託された子ども又は養子（以下「委託された子ども等」という。）の養育状況の把握に努め、委託された子ども等の養育に関する相談に応じるとともに、適切な指導や助言を行うこと。
- (イ) 里親等への訪問支援をするにあたっては、事前に児童を措置した児童相談所及び里親等が所属する児童相談所と必ず連絡調整等をはかつてから本事業を行うこと。また、里親等への支援内容等については、速やかに里親等が所属する児童相談所及び児童を措置した児童相談所

に報告すること。

- (ウ) 援助にあたっては、子どもの委託後間もないときや里親等が養育に不安を感じ始めたとき、多人数を委託しているとき等里親等の状況を把握し、適切な援助が受けられるように留意すること。
- (エ) 自立のための措置解除を控えた児童がいる里親等の場合には、必要に応じて「児童養護施設退所児童等のアフターケア事業」の受託者と連絡調整等をはかつてから実施すること。
- (オ) 里親等が円滑にレスパイト・ケアや子育て短期支援事業（ショートステイ又はトワイライトステイ）を利用できるよう、受け入れ先となる里親や施設との間で調整を行う。
- (カ) 里親等への訪問支援を通じて、里親等と里親支援専門相談員との信頼関係を築くよう努め、関係性が構築された後には、当該里親等に対する訪問支援について、里親支援専門相談員を積極的に活用すること。

3 担当者の資格要件

(1) 里親等委託調整員・里親等相談支援員

里親制度に対する理解があり、子どもの立場にたって事業を推進することができる者であって、かつ、以下のいずれかに該当する者とする。

- ア 社会福祉士
- イ 精神保健福祉士
- ウ 児童福祉法第13条第3項各号のいずれかに該当する者
- エ 里親として、又はファミリーホーム、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設若しくは児童自立支援施設において子どもの養育に5年以上従事した者
- オ その他、知事が同等以上の能力を有すると認めた者

(2) 心理訪問支援員

- ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学の学部で、心理学を専修する学科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有する者
- イ その他、知事が同等以上の能力を有すると認めた者

その他（自由提案）業務

1 業務の目的

フォオストアリング業務に関して、ソーシャルワークや児童心理等に精通した民間事業者による効果的かつ実践的な業務を行うことを目的とする。

2 委託業務の内容

提案内容による。なお、別紙 1～5 に掲げた業務を補完する業務の提案も可能とする。